

資料1

目次

- ・ 中間市空家等対策協議会設置規則 1
- ・ 中間市概要図 3
- ・ 協議会の役割フローチャート 4
- ・ 「特定空家等」の判断の参考となる基準（案） 5
- ・ 中間市空家等対策計画策定に向けたスケジュール 6

中間市空家等対策協議会設置規則

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、中間市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項その他空家等の対策に関し必要な事項について協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員7人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

5 市長は、次に掲げる者のうちから、委員の就任を依頼する。

(1) 市議会の議員

(2) 地域住民代表

(3) 学識経験を有する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、前条の協議のために必要な知識及び経験を有すると認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第5項の依頼を承諾した日の属する年度の翌々年度末までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 議長がやむを得ない事情により協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ議長が指定する委員がその職務を代理する。

3 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会長は、必要があると認められたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

5 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、公開することにより当事者及び第三者の権利及び利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めたときは、協議会に諮り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(報償)

第6条 委員に対し、1回の会議につき、謝礼として2,000円（交通費を含む。）を支給する。ただし、第3条第5項第3号に掲げる委員については、10,000円（交通費含む。）を支給する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総合政策部住宅都市交通対策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

中間市概要図

【人口の集積状況の分析】

校区名	人口(人)	世帯数	65歳以上	高齢化率	面積(k㎡)	人口密度(人/k㎡)
中間西校区	5,538	2,510	1,939	35.01	約1.32	4,195
中間東校区	10,933	5,207	3,751	34.31	約2.54	4,304
中間校区	6,522	3,385	2,369	36.32	約1.72	3,792
中間北校区	6,249	2,973	1,854	29.67	約1.63	3,834
中間南校区	10,588	4,930	4,088	38.61	約1.69	6,265
底井野校区	3,309	1,467	1,109	33.51	約5.58	593
全体	43,139	20,472	15,110	35.03	約15.96	2,703

※人口は、平成28年4月1日現在の住民基本台帳を参照
参考：福岡県H28.4月末現在、平均高齢化率25.7%

中間校区
人口 6,522人
(うち65歳以上 2,369人)
高齢化率 36.32%
面積 約1.72k㎡
人口密度 3,792人/k㎡

中間北校区
人口 6,249人
(うち65歳以上 1,854人)
高齢化率 29.67%
面積 約1.63k㎡
人口密度 3,834人/k㎡

中間南校区
人口 10,588人
(うち65歳以上 4,088人)
高齢化率 38.61%
面積 約1.69k㎡
人口密度 6,265人/k㎡

底井野校区
人口 3,309人
(うち65歳以上 1,109人)
高齢化率 33.51%
面積 約5.58k㎡
人口密度 593人/k㎡

中間東校区
人口 10,933人
(うち65歳以上 3,751人)
高齢化率 34.31%
面積 約2.54k㎡
人口密度 4,304人/k㎡

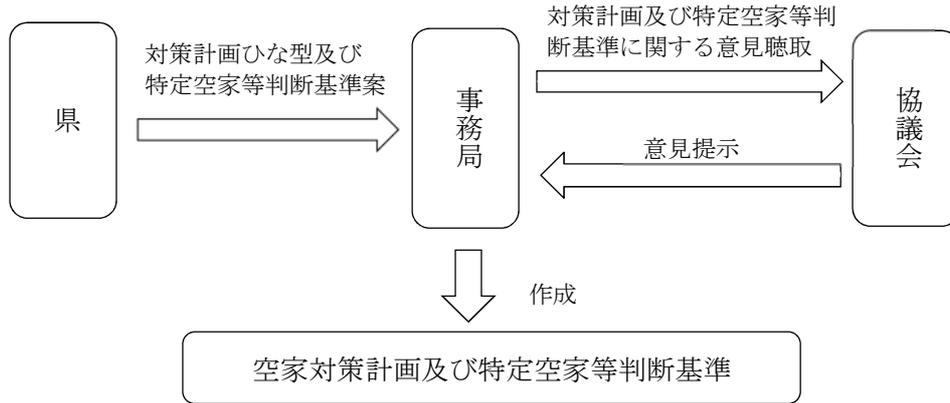
中間西校区
人口 5,538人
(うち65歳以上 1,939人)
高齢化率 35.01%
面積 約1.32k㎡
人口密度 4,195人/k㎡

- 凡 例
- ⊙ 市役所
 - 中間校区
 - 中間北校区
 - 中間東校区
 - 中間南校区
 - 中間西校区
 - 底井野校区

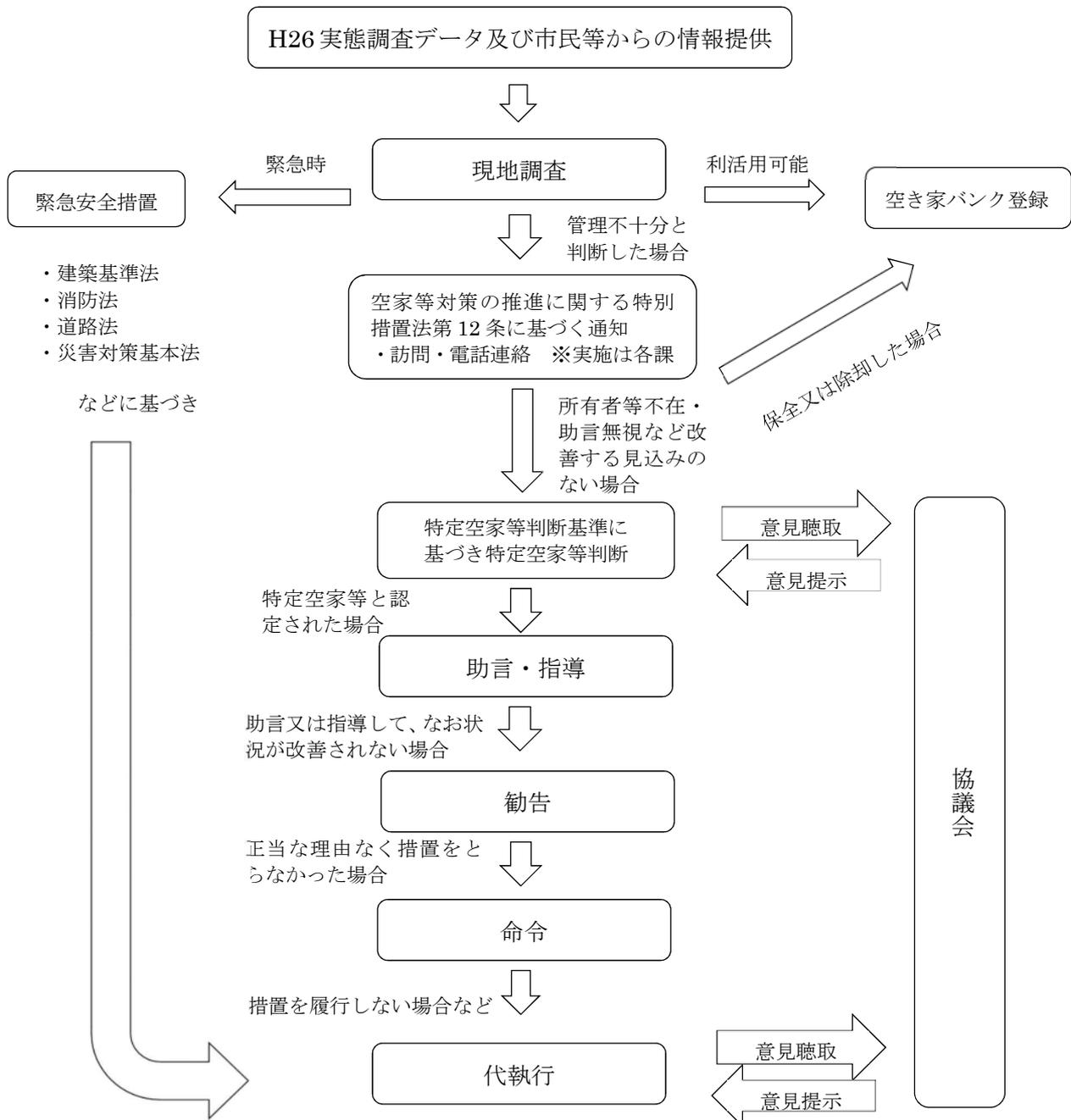


協議会の役割フローチャート

1. 対策計画及び基準作成



2. 特定空家等に対する措置



○「特定空家等」の判断の参考となる基準(案)

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」

ガイドラインによる表記	確認部位	程度	状態	判定項目	評点
1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある					
(1) 建築物の倒壊等するおそれがある	イ. 建築物の著しい傾斜 ロ. 構造耐力上主要な部分の損傷等 (イ)基礎及び土台 (ロ)柱、はり、筋交い、柱とはりの接合等	基礎、土台、柱又ははり	I 注意が必要なもの	・構造材が破損している	25
				・構造材が腐朽している	
				・基礎に複数箇所ひび割れがある	
				・基礎が破損している	
			II 将来的な倒壊のおそれのあるもの	・構造材が欠損している	50
				・構造材が数箇所腐朽している	
	・基礎が破断、数箇所破損している				
	・不同沈下により基礎の相当部分が宙に浮いている				
	III 倒壊の危険のあるもの	・構造材の腐朽が著しい	100		
		・家屋が崩落・崩壊している			
		・建物の傾きが1/20超である			
	II. 外壁	外壁	I 下地の露出しているもの	・構造材又は下地材が露出している	15
II 著しく下地の露出しているもの、又は穴を生じているもの				・構造材又は下地材が著しく露出している	25
				・下地材が破損し穴があいている	
III 殆どの壁で下地の露出しているもの	・構造材又は下地材の殆どが露出している	50			
ハ. 屋根ふき材、ひさし又は軒	屋根	I 一部に剥落又はずれがあるもの	・剥落又はずれがある	15	
			II 著しい剥落又は変形があるもの	・著しい剥落又はずれがある	25
				・全体的に波打っている	
III 著しく変形した	・穴があいている	50			
	・構造材又は下地材が露出している				
			・大きく不陸している		



家屋については「点数」で評価

判定のポイント	評点が100点以上のもの	※A
	評点が80点以上または60点以上のもの	

中間市空家等対策計画策定に向けたスケジュール

10月	第1回 空家等対策協議会 中間市空家等対策協議会設置規則 (10月1日施行)	中間市空家等対策計画(案)の提示。 中間市「特定空家等」の判断の参考となる基準(案)の提示。
11月		第1回 空家等対策協議会での意見を集約。 第2回 空家等対策協議会での資料作成。
12月		
1月	第2回 空家等対策協議会	第1回 協議会にて提出された意見を受けて変更された中間市空家等対策計画(案)及び中間市「特定空家等」の判断の参考となる基準(案)を提示・承認。
	パブリックコメント実施 	1月下旬から2月下旬に実施予定
2月		パブリックコメントの結果を集約。
3月	第3回 空家等対策協議会	パブリックコメントの結果の報告。